

# 訴 状

名古屋地方裁判所 御中

2024年（令和6年）7月2日

原告訴訟代理人弁護士 水 野 幹 男  
同 北 村 栄

ほか

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

原告訴訟代理人の表示 別紙「原告訴訟代理人目録」記載のとおり

裁判官報酬減額分等請求事件

訴訟物の価額 238万7535円

貼用印紙額 1万7000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、238万7535円及びこれに対する令和6年4月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

第1 原告の経歴等

## 1 弁護士としての経歴

原告（1962年10月29日生）は、司法修習（39期）を修了し、1987年4月に弁護士登録し、名古屋市内の法律事務所に所属して16年間弁護士として活動した。

その間の主要な担当事件分野は、前半は労働事件の労働者側代理人、後半は市民オンブズマン活動であったため、労働者の権利や行政の不正には強い問題意識を有する（甲第1号証12頁～、17、18頁）。

## 2 裁判官に任官した後の経歴

原告は、中部弁護士会連合会の推薦を受け、2003年4月1日、弁護士任官制度によって、憲法80条1項に基づいて内閣から判事に任命された。

原告は、その後、同年4月から東京高等裁判所に2年間（1年目は東京高等裁判所判事職務代行東京地方裁判所判事、2年目は東京高等裁判所判事）、2005年4月から東京地方裁判所に2年間、2007年4月からさいたま地方・家庭裁判所川越支部に3年間、2010年4月から横浜地方裁判所に4年間、2014年4月から大分地方裁判所（民事部総括裁判官）に3年間、2017年4月から大阪高等裁判所に3年間、2020年4月から名古屋高等裁判所に1年間それぞれ勤務し、2021年4月から津地方裁判所（民事部総括裁判官）に勤務して、現在は4年目に入っている。

原告は、その間、憲法80条1項が定める下級裁判所裁判官の10年の任期により、2回の再任をされている（甲第1号証13頁～）。

## 3 原告の裁判官としての自主的活動

(1) 日本裁判官ネットワークのメンバーとしての活動

日本裁判官ネットワークは、開かれた司法の推進と司法機能の充実強化を目的として、これに賛同する裁判官の有志により1999年に設立された裁判官の任意団体であり、裁判官の自主性と自律性に基づく個人の活動を基盤として運営され、裁判に関連する情報等を発信するインターネットサイトを開設すると共に、シンポジウムの開催、書籍の刊行などの活動をしてきた。

原告は2003年に裁判官に任官した後に同団体のメンバーになり、同団体の上記活動に取り組んで来たが、その後他のメンバーの裁判官が定年退官するなどしたため、残されたわずかな現職裁判官として、現在はその中心的なメンバーとなっている（甲第1号証7頁）。

(2) ブログ（弁護士任官どどいつ集）による裁判所外部への発信

原告は、2006年3月に東京地方裁判所の裁判所共済組合の企画で、受講料を補助されて「ブログを始めよう」という外部講座に参加したが、その際に趣味として始めていた都々逸のブログを開設し、以後「弁護士任官どどいつ集」としてブログを続け、実名で裁判所外部に発信をしてきた（甲第1号証172頁～）。

(3) 原告の著作「『裁判官の良心』とはなにか」（甲第1号証）

原告は、裁判官に任官して以来、憲法76条3項にいう「裁判官の良心」とはなにかを突き詰めて考え、「裁判官の良心」を自ら体現する裁判をしようと努めてきたが、その体験を踏まえ、弁護士任官裁判官の市民に

対する報告書として、2024年6月5月29日に、著作『『裁判官の良心』とはなにか』を出版した。

#### 4 原告の裁判官としての報酬

原告の裁判官としての報酬は、任官時は同期と同様に判事5号とされ、任官後2年を経て同期と同様に判事4号に昇給した。

さらに、任官後12年目の2014年4月に大分地方裁判所の部総括裁判官に指名されるのと同時に判事3号に昇給したが、その後は同期に遅れ、現在に至るも昇給していない。

### 第2 地域手当の支給割合の減少による報酬減額分請求権

#### 1 地域手当の支給割合による裁判官「報酬」の減額

一般に、裁判官は、昇給がされないまま大都市の裁判所から中小都市の裁判所への異動に応じると、「報酬」（ここでいう「報酬」は、支給名目を問わず、後記のとおり憲法第80条2項に規定された報酬をいう。）が減額される。適用される地域手当の支給割合が下がるからである。

#### 2 原告の「報酬」の減額

原告は、大阪高等裁判所に勤務していた当時の地域手当の支給割合である16%がその後も適用されたと仮定した場合、上記「報酬」月額・賞与から以下のとおり合計238万7535円が減額された。

詳細な計算は別紙「裁判官給与変遷一覧表」の「減額合計」欄記載のとおりである。

(年度)	(本俸額)	(任地)	(地域手当の支給割合)	(月額計)	(月減額)	(月数)	(年減額)
2019	965000	大阪	16%	1119400	0	12+4.5	0
2020	965000	名古屋	16% (大阪)	1119400	0	12+4.45	0
2021	965000	津	15% (名古屋)	1109750	9650	12+4.3	157295
2022	965000	津	12% (上記の8割)	1080800	38600	12+4.4	633040
2023	968000	津	6% (津)	1026080	96800	12+ 4.5	1597200
合計							2387535

### 3 減額の違憲・違法性

#### (1) 国家公務員の地域手当の違憲・違法性

##### ア 国家公務員の地域手当についての規律

国家公務員の地域手当が支給される市区町村と支給割合（2015年（平成27年）4月1日から施行された改正後のもの）は、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律95号）11条の3（平成17年法律113号による改正後のもの）及び同条3項に基づいて制定された「人事院規則9-49（地域手当）」により別表「国家公務員の地域手当に係る級地区分」のとおり定められている。

別紙「国家公務員の地域手当に係る級地区分」は、上記人事院規則の別表の左側に、原告が級地区分ごとにその支給割合を記入したものである（甲第1号証142頁）。

地域手当は、他の諸手当の様に一定額あるいは当該国家公務員の個人的事情に基づいて具体的に算出された手当の額を支給するものとは異なる

り、当該公務員の居住地とは無関係に、細分された勤務地の市区町村ごとの級地区分により定められた一定割合を基本給に加算して支給するものである。

#### イ 市区町村の級地区分及び支給割合等の不合理性

従前の調整手当に代えて地域手当が導入された2005年（平成17年）の時点においても、その小規模な見直しがされた2015年（平成27年）の時点においても、更に上記「人事院規則9-49（地域手当）」16条に基づく10年ごとの見直しがされようとしている本年の時点においても、地域手当を支給する市区町村の級地区分及び支給割合等の設定は合理性が乏しいものである。

特に、都市部において高額とされる住居費については、住居手当を支給することにより別途考慮されており、食費に代表される生活費については、買物に要する交通費等を考慮に入れると、現時点で都市部の方が地方よりも高額であると一概にいえるのかも、甚だ疑問である。

さらに、別表「国家公務員の地域手当に係る級地区分」を一瞥して誰もが違和感を抱くように、支給割合の特に高い市区町村の設定には明らかに不自然な部分がある。東京都特別区が1級地とされることはともかく、2級地には財務省管轄の税務大学校が存在する和光市が名を連ねている。全体的に、中央官庁の主要な出先機関がある都市が高い支給割合となっている傾向があり、何らかの統計不正により恣意的に設定されたのではないかと疑われてもやむを得ないほど不自然さが目立つ。

また、勤務地の民間企業の賃金水準に準拠して設定したものであるとしても、その結果、市内の大企業の存否等の影響を受けて、例えば、愛知県ではトヨタ自動車の本社や関連企業等が立地する豊田市及び刈谷市（16%）が名古屋市（15%）を上回り、三重県では本田技研工業が主要な工場等を立地する鈴鹿市（12%）が四日市市（10%）及び津市（6%）を上回っているところ、国家公務員の給与水準をこのような偶然の事情により左右することは相当とはいえない。

ウ 同一労働同一賃金の原則に反し、憲法14条に違反すること

そもそも、国家公務員は、全国津々浦々の勤務地に異動を命じられることがあり得る職種であるにもかかわらず、このような不合理な地域手当の設定により給与に多額の格差を設けることは「同一労働同一賃金」の原則に反し、勤務地による不合理な差別として憲法14条の「法の下での平等」に違反するものである。

エ 国家公務員の地域手当の格差が官民全般の給与・賃金水準の地域間格差に重大な影響を及ぼしていること

国家公務員の地域手当は、地方公務員のラスパイレス指数の算出において補正に用いられ、地方交付税交付金の額に影響するため、各地方公共団体が定める地方公務員の地域手当にほぼ連動し、公定価格（看護・介護・保育等）等にも連動する。

そして、地方公務員の給与水準は、その地方の民間企業の賃金水準に大きな影響をもたらし、ひいては都道府県別の最低賃金に見られる現状

の格差を生む原因となっている。

国家公務員の地域手当は、官民全般の給与・賃金水準の地方間格差に重大な影響を及ぼすものであるから、相当な根拠に基づいて、できる限り合理的に設定されなければならないが、現在の地域手当はこのようなものとはなっていない。

オ 全体として不可分一体をなすものとして違憲・違法であること

したがって、別表の地域手当は、地域手当が支給されない、あるいは支給割合の低い地方に勤務する国家公務員の給与を不合理に差別的に設定するものであって、全体として不可分一体をなすものとして、違憲・違法である。

## (2) 裁判官に地域手当を適用することの違憲・違法性

ア 裁判官の報酬その他の給与についての規律

特別職の国家公務員である裁判官については、「裁判官の報酬等に関する法律」により報酬等について定められており、その1条には「裁判官の受ける報酬その他の給与については、この法律の定めるところによる。」と規定され、2条ないし7条は「裁判官の報酬」について定め、9条では、「報酬以外の給与は、・・・判事・・・には、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。」と規定され、これに基づく最高裁判所規則である「裁判官の報酬以外の給与に関

する規則」4条（地域手当）において「地域手当は、一般の官吏の例により支給する。」と規定されており、裁判官にも一般職の国家公務員と同様の地域手当がそのまま適用される一方で、地域手当は「裁判官の報酬」に含まれないかのような規定となっている。

#### イ 裁判官に地域手当を適用することの違憲・違法性

##### a 憲法80条2項の裁判官の身分保障との関係

上記のごとき地域手当の不合理性は、とりわけ、特別職の国家公務員である裁判官の報酬との関係で、極めて大きな矛盾を生じている。

憲法80条2項は、裁判官の身分保障の一環として、裁判官の報酬は在任中減額されないと保障している。

人事院は、2005年（平成17）年8月15日の給与勧告において、その対象となる一般職の非現業国家公務員の俸給表水準を全体として平均4.8%引き下げると同時に、民間賃金が高い地域には3%～18%（従来の調整手当は最も高い地域で12%であった。）の地域手当を支給するとの勧告をした。

最高裁判所もこれを受け入れたため、裁判官の報酬も同様に引き下げられた（ただし、経過措置として従前の報酬額は保障された。）。地域手当は支給割合が勤務地によって異なるにもかかわらず、上記のような報酬の減額と引換えにその導入を受け入れたものであるから、地域手当はその導入の経緯に照らしても実質的には報酬であるというべきである。

その後、地域手当の支給割合は、2015年（平成27年）4月1日から施行された改正により、最も高い地域で20%となった。

**b 地域手当が憲法80条2項の「報酬」に該当すること**

「裁判官の報酬等に関する法律」2条の別表による報酬月額は、同等のキャリアの国家公務員よりも高額となっているところ、地域手当の支給割合は最も高い地域で20%と極めて高い割合に設定されていることから、例えば上記報酬月額が100万円を超えるような高位高官においては、東京都特別区の裁判所で勤務してさえいれば、地域手当が支給されない裁判官と比較して月額で20万円以上の地域手当の支給を受けることになる。

加えて、「裁判官の報酬以外の給与に関する規則」12条（期末手当）3項によれば、期末手当基礎額には地域手当も加算されることから、地域手当の支給の有無及び支給割合による格差は極めて大きいものになる。

全国には地域手当が支給されない都市に所在する裁判所も少なくない。

このような高率・高額で、居住地ではなく勤務地の支給割合によって一律に支給される地域手当は、少なくとも裁判官については、およそ他の諸手当と同列に論じることができないものであるから、上記

「裁判官の報酬等に関する法律」1条の規定にかかわらず、同法の報酬と一体のものとして、地域手当との合計が憲法80条2項にいう裁

判官の「報酬」に該当するものと解すべきである。

そうでなければ、裁判官は誰も、都会から地方への赴任に快く応じることがないであろう。

裁判所法48条（身分の保障）は、裁判官は「意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」と保障しているのであるから、大都市の裁判官が転所を拒否すれば、裁判官人事はたちまち行き詰まることになる。

最高裁が標榜する全国均一の司法は、不利益な転勤を受け容れる良心的な裁判官によって維持されている。その一方で、一部のエリートといわれる裁判官は、東京をはじめとする大都市での勤務を続け、地家裁所長に就任する際に地方に転勤しても、1年程度で大都市に呼び戻されるため、地域手当のいわゆる異動保障（異動後1年目は前任地の地域手当の100%、2年目はその80%を支給される。）により、ほとんど減俸されることはない。

なお、地域手当については10年ごとに見直しがされることになっており、今年がその10年目に該当する。裁判官を含む多くの国家公務員が、地域手当に疑問と不満を抱いているにもかかわらず、最高裁判所事務総局は、全国の裁判官に情報提供すらしておらず、意見を集約して人事院に見直しの意見を述べるべき職務を甚だしく怠っている。

以上のとおり、地域手当の支給割合の差異を理由として上記「報

酬」を減額することは、少なくとも裁判官に適用する限りにおいて憲法 80 条 2 項及び裁判所法 48 条に違反する。

なお、後記第 4 の 2 記載のとおり、原告を適切に昇給させることによって、地域手当の減額による憲法 80 条 2 項及び裁判所法 48 条に違反する事態を回避することも可能であったが、その様な昇給はなされなかった。

c 実質的当事者訴訟としての裁判官報酬減額分請求

よって、原告は、被告国に対し、上記減額分の報酬合計 238 万 7535 円について、裁判官として報酬請求権を有するので、行政訴訟としての実質的当事者訴訟として本件訴訟を提起するものである。

**第 3 国家賠償請求（原告に対する昇格・昇給差別の違憲・違法性）**

**1 昇格差別**

原告は、司法修習 39 期の弁護士任官者であり、最高裁判所は弁護士任官者についてもキャリア裁判官と同等の処遇をすると約束している。

そして、別紙「司法修習 39 期以上で現職の裁判官一覧表」記載のとおり、原告と同期の現職裁判官 19 人のうち原告及び年齢が最も若い 1 人を除く全員（弁護士任官者 2 名を含む。）が、高等裁判所長官、高等裁判所部総括裁判官、司法研修所・地方裁判所・家庭裁判所の所長に昇格している（同別紙に記載されていない 100 人以上の高等裁判所部総括裁判官、地方裁判所・家庭裁判所の所長には、40 期以降の判事が就任している。）。

しかるに、原告は津地方裁判所の部総括裁判官として異例の 4 年目の勤務

を命じられており、昇格を妨げられていることは、不合理な昇格差別である。

## 2 昇給差別

上記の昇格状況によれば、原告と同期の現職裁判官のほぼ全員が判事1号の報酬に昇給していると推認される。

しかるに、原告は、2014年4月に判事3号に昇給して以来10年間昇給がなく、未だに判事1号はおろか、判事2号にすら昇給されないという処遇を受けており、これは不合理な昇給差別である。

ちなみに、2023年7月1日現在の判事1号は128人、判事2号は171人で、合計299人である。他方、原告と同期以上の現職判事（最高裁判所裁判官及び高等裁判所長官を含まない。）は、2024年6月時点で、別紙「司法修習39期以上で現職の裁判官一覧表」記載のとおり、36期1人、37期5人、38期11人、39期17人の合計34人しかいないのであるから、原告は40期以降の判事265人程度に昇給でも追い越されていることになる。

## 3 昇格差別、昇給差別の違憲・違法性

上記1、2の原告に対する極端に差別的な処遇について、最高裁判所や所属裁判所の長等から原告に対して何らの説明もなされていないし、原告は「裁判官の人事評価に関する規則」に基づいて原告に開示された評価書においても、上記の原告に対する差別的処遇を正当化する様な低い評価を受けたことはない。

してみれば、上記昇格差別、昇給差別は、原告が日本裁判官ネットワークの中心的メンバーとして活動していること、2006年3月から実名でブログ「弁護士任官どどいつ集」等による裁判所外部への発信を続けていること等の原告の裁判官としての自主的活動を理由とするものであることが明らかである。

よって、原告に対する上記昇格差別、昇給差別は、故意又は過失による憲法14条に違反する違憲・違法な行為であるから、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、これによって原告に生じた後記4の損害の賠償を請求する。

この請求は、上記第2の実質的当事者訴訟の請求の関連請求として、行政事件訴訟法41条2項により準用される同法16条1項に基づいて、選択的請求として併合提起するものである。

#### 4 損害額（一部請求）

上記の原告に対する違憲・違法な差別によって原告が受けた損害の額は、後記第4の2によれば、少なくとも上記第2の減額分の報酬合計238万7535円を下回ることはないので、一部請求として同額を損害額として選択的に請求する。

#### 第4 請求の拡張等の予定

##### 1 今後の報酬減額分及び損害額の拡張予定

原告は、津地方裁判所の民事部総括裁判官として4年目の勤務に入っており、同年以降の報酬減額分及び損害額については、追って請求を拡張する予

定である。

## 2 原告の報酬を減額しないために昇給させるべきであったこと

かつて、原告が横浜地方裁判所の陪席裁判官から大分地方裁判所の部総括裁判官に異動した際には、地域手当の支給割合は下がったものの、異動と同時期に昇給がされたため、減俸の問題は顕在化しなかった。

仮に、原告が2021年4月に名古屋高等裁判所の陪席裁判官から津地方裁判所の部総括裁判官へ異動した際に同様に昇給がなされていれば、このような減額にはならなかったはずである。

原告の報酬が減額とならないように、また、不合理な差別とならないように、適正に昇給させるとすれば、2021年4月の上記異動から1年目（地域手当15%）及び2年目（地域手当12%）は2号に、3年目以降（地域手当6%）は1号に昇給させなければならなかった。

ちなみに、これがなされなかったことによって原告が受け取ることができなかった報酬額を計算すれば、別紙「裁判官給与変遷一覧表」の「差別額」欄記載のとおり、過去3年間の合計で627万0810円に上る。

原告は、昇格差別、昇給差別による損害についても、請求の拡張又は別訴の提起を検討している。

## 第5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、選択的に、裁判官報酬請求権又は国家賠償請求権に基づき、上記減額分に相当する金額238万7535円及びこれに対する上記第2の2の対象期間の最後の報酬の支給日の後の日である2024年4

月1日から支払済みまで、民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を  
求める。

### 証 拠 方 法

- 1 甲第1号証（別紙「証拠説明書（甲号証）（1）」）記載のとおり

### 添 付 書 類

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 訴状副本          | 1通 |
| 2 甲第1号証（原本）     | 2通 |
| 3 証拠説明書（甲号証）（1） | 2通 |
| 4 訴訟委任状         | 1通 |

以上

## 当事者目録

〒 名古屋市

原告 竹 内 浩 史

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被告 国

上記代表者法務大臣 小泉 龍司

## 原告訴訟代理人目録

- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 1-9-8 丸の内 KT ビル 7 階  
水野幹男法律事務所  
TEL 052-221-5343 FAX 052-221-5345  
弁護士 水野 幹男
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5 階  
名古屋第一法律事務所（送達場所）  
TEL 052-211-2236 FAX 052-211-2237  
弁護士 北村 栄
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5 階  
名古屋第一法律事務所  
TEL 052-211-2236 FAX 052-211-2237  
弁護士 松村 啓史
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5 階  
名古屋第一法律事務所  
TEL 052-211-2236 FAX 052-211-2237  
弁護士 森田 茂
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5 階  
名古屋第一法律事務所  
TEL 052-211-2236 FAX 052-211-2237  
弁護士 兼村 知孝

- 〒453-0014 名古屋市中村区則武 1-10-6 側島ノリタケビル 2 階  
弁護士法人名古屋法律事務所  
TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749  
弁護士 吉川 哲治
- 〒464-0074 名古屋市中村区仲田 2-15-8 NTビル 7 階  
弁護士法人名古屋北法律事務所ちくさ事務所  
TEL 052-745-2227 FAX 052-745-2228  
弁護士 伊藤 勤也
- 〒460-0011 名古屋市中区大須 4-13-46 ウィストリアビル 5 階  
名古屋共同法律事務所  
TEL 052-262-7061 FAX 052-262-7062  
弁護士 中谷 雄二
- 〒460-0011 名古屋市中区大須 4-13-46 ウィストリアビル 5 階  
名古屋共同法律事務所  
TEL 052-262-7061 FAX 052-262-7062  
弁護士 塚田 聡子
- 〒460-0022 名古屋市中区金山 1-9-17 金山スズキビル 8 階  
金山総合法律事務所  
TEL 052-331-9054 FAX 052-331-9060  
弁護士 渥美 雅康
- 〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通 3-18 エスティプラザ御器所 4 階  
鶴舞総合法律事務所  
TEL 052-852-1220 FAX 052-852-1227  
弁護士 安井 一大

- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-35 弁護士ビル 203・204  
東合同法律事務所  
TEL 052-961-1851 FAX 052-951-4878  
弁護士 伊 神 喜 弘
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-2-7 丸の内弁護士ビル 801  
鈴木秀幸法律事務所  
TEL 052-201-5241 FAX 052-201-5242  
弁護士 鈴 木 秀 幸
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-19-12 久屋パークサイドビル 903  
ソレイユ法律事務所  
TEL 052-955-3767 FAX 052-955-3768  
弁護士 森 山 文 昭
- 〒444-0875 愛知県岡崎市竜美西 2-1-12 やすらぎビル  
弁護士法人リブレ岡崎主事務所  
TEL 0564-54-2273 FAX 0564-54-2274  
弁護士 荒 川 和 美
- 〒451-0031 名古屋市西区城西 1-12-12 パークサイドビル 2階  
弁護士法人 ACLO  
TEL 052-529-6155 FAX 052-524-6424  
弁護士 平 井 宏 和
- 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-10-30 インテリジェント林ビル 401  
岩井羊一法律事務所  
TEL 052-684-6710 FAX 052-684-6720  
弁護士 岩 井 羊 一

- 〒440-0853 愛知県豊橋市佐藤 5-28-9  
つつじが丘法律事務所  
TEL 0532-39-8198 FAX 0532-39-8199  
弁護士 齋藤 尚
- 〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子 38-1 f. a. sビル 2階  
弁護士法人 OFFICE シンカイ  
TEL 0564-83-6151 FAX 0564-53-5388  
弁護士 新海 聡
- 〒440-0851 愛知県豊橋市前田南町 1-1-5 タワーレジデンスアネックス 2-2階  
松下・小林法律事務所  
TEL 0532-56-2155 FAX 0532-56-2157  
弁護士 小林 哲也
- 〒460-0022 名古屋市中区金山 1-4-4 第9タツミビル北棟 301  
福島法律事務所  
TEL 052-212-9335 FAX 052-212-9336  
弁護士 福島 正人
- 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル  
東京法律事務所  
TEL 03-3355-0611 FAX 03-3357-5742  
弁護士 笹山 尚人
- 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-6-8 松井ビル 6階  
旬報法律事務所  
TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207  
弁護士 並木 陽介

- 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-5-6 156 御苑ビル 10 階  
上野・元法律事務所  
TEL 03-5366-6866 FAX 03-5366-6865  
弁護士 上野 格
- 〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-36-7 T&T ビル 4 階  
弁護士法人パートナーズ法律事務所  
TEL 03-5911-3216 FAX 03-5911-3217  
弁護士 原 和良
- 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-17-10 エキニア池袋 6 階  
城北法律事務所  
TEL 03-3988-4866 FAX 03-3986-9018  
弁護士 大山 勇一
- 〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 9 階  
酒井正利法律事務所  
TEL 043-225-2039 FAX 043-227-0151  
弁護士 立松 彰
- 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 4-23 渋谷桜丘ビル 8 階  
渋谷共同法律事務所  
TEL 03-3463-4351 FAX 03-3496-4345  
弁護士 米倉 勉
- 〒231-8873 横浜市中区相生町 1-15 第2 東商ビル 7 階  
横浜法律事務所  
TEL 045-662-2226 FAX 045-662-6578  
弁護士 杉本 朗

- 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-4 四谷駅前ビル  
東京法律事務所  
TEL 03-3355-0611 FAX 03-3357-5742  
弁護士 岸 朋 弘
- 〒260-0012 千葉市中央区本町 2-1-16 千葉本町第一生命ビルディング 8階 A  
ユニ法律事務所  
TEL 043-304-5138 FAX 043-304-5139  
弁護士 仲戸川 隆 人
- 〒710-0041 岡山県倉敷市五日市奥畑 780-1  
木もれび法律事務所  
TEL 086-435-0933 FAX 086-422-5504  
弁護士 清 水 善 朗
- 〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所  
TEL 0584-81-5105 FAX 0584-74-8613  
弁護士 山 田 秀 樹
- 〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所  
TEL 0584-81-5105 FAX 0584-74-8613  
弁護士 笹 田 参 三
- 〒500-8812 岐阜県岐阜市美江寺町 1-5 岐阜北青色会館 4階  
弁護士法人岐阜合同法律事務所  
TEL 058-264-3780 FAX 058-264-3784  
弁護士 岡 本 浩 明

- 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 2-12 松久オフィスビル 5 階  
小林法律事務所  
TEL 058-215-1170 FAX 058-215-1171  
弁護士 小林 明 人
- 〒501-0205 岐阜県瑞穂市馬場小城町 2-15-2 ホワイトハイツ 205  
みずほのまち法律事務所  
TEL 058-372-8886 FAX 058-372-8887  
弁護士 仲 松 正 人
- 〒910-0019 福井県福井市春山 1-1-14 福井新聞さくら通りビル 2 階  
海道法律事務所  
TEL 0776-25-7718 FAX 0776-25-7719  
弁護士 海 道 宏 実
- 〒455-0008 名古屋市港区九番町 5-3-1 JFE 東海通ビル 3 階  
弁護士法人名古屋法律事務所みなと事務所  
TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749  
弁護士 加 藤 美 代
- 〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-13 梶原ビル 1 階  
鮫島法律事務所  
TEL 03-5615-9510 FAX 03-5615-9511  
弁護士 鮫 島 千 尋